旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月8日
(2) 事業者の氏名又は名称	那須興業株式会社
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	令和4年4月23日に発生した知床遊覧船の事故を契機に行った全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組みの中で、当局へ選任届出されている安全統括管理者が在籍していないことが疑われた。 監査の結果、当局へ選任届出されている安全統括管理者が在籍していないこと、安全管理体制が十分でないことを確認した。
(5)処分等の内容	 ○経営トップ自らが輸送の安全確保のために関係法令等の遵守を徹底し、再発防止策を策定すること。 ○安全統括管理者又は運航管理者を解任した場合は、同時に新たな安全統括管理者又は運航管理者を選任して、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。 ○海上運送法等関係法令及び安全管理規程の遵守、並びに安全意識の向上を図るため、担当者及び乗組員に対して定期的に教育を実施し、記録を残すこと。

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月10日
(2)事業者の氏名又は名称	中川特殊鋼株式会社
(3)処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	令和4年4月23日に発生した知床遊覧船の事故を契機に行った全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組みの中で、当局へ選任届出されている安全統括管理者及び運航管理者が在籍していないことが疑われた。 監査の結果、当局へ選任届出されている安全統括管理者及び運航管理者が在籍していないこと、安全管理体制が十分でないことを確認した。
(5) 処分等の内容	○経営トップ自らが輸送の安全確保のために安全管理体制の継続的改善を図るとともに、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底するための再発防止策を策定すること。○安全統括管理者及び運航管理者を選任すること及び選任後は届け出ること。○海上運送法等関係法令及び安全管理規程の遵守に関する教育を社内で定期的に実施し、記録を残すこと。

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和4年8月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社たかはし丸
(3) 処分等の種類	文書指導
(4) 原因となった事故等の概要	令和4年4月23日に発生した知床遊覧船の事故を契機に行った全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組みの中で、当局へ選任届出されている安全統括管理者が在籍していないことが疑われた。 監査の結果、当局へ選任届出されている安全統括管理者が在籍していないこと、安全管理体制が十分でないことを確認した。
(5)処分等の内容	 ○経営トップ自らが輸送の安全確保のために関係法令等の遵守を徹底し、再発防止策を策定すること。 ○安全統括管理者又は運航管理者を解任した場合は、同時に新たな安全統括管理者又は運航管理者を選任して、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。 ○自社の安全管理規程を見直し、変更が必要となる項目を洗い出し、速やかに安全管理規程変更届出書を提出すること。 ○アルコール検知器を備置し、運航時にはアルコール検知器によるアルコール検査を行い、記録を残すこと。 ○安全教育訓練を定期的に実施し、記録を残すこと。